

石垣島に作ろうとしている自衛隊基地は「普通の駐屯地」ではない

その二 外国艦隊をミサイルで攻撃するための基地

2018年6月9日 FB ページに投稿



I LOVE いしがき HP



I LOVE いしがき FB

普通の駐屯地でない第二の理由は、島を守るためではなく、東シナ海で有事が発生したときに、外洋で行動する外国の艦隊をミサイルで攻撃するための基地だからです。

防衛省が石垣島に配備しようとしている陸上自衛隊の部隊は、地対艦誘導弾部隊、中距離地对空誘導弾部隊、警備部隊（歩兵）の3つです。そのうち最も重要なのは、地対艦誘導弾部隊です。「誘導弾」とはミサイルのことで、「地对艦」とは、陸から発射して艦船を撃つということです。そのための装備（兵器）が、石垣島に配備予定の12式地对艦ミサイル（SSM）です。

図をご覧ください。現在の12式地对艦ミサイルの射程（約200 km）と、2023年度の配備を目指して開発が進められている改良型の射程（約300 km）を、石垣島を中心とする円で表したものです。



石垣島周辺の領海をはるかにこえ、どんな艦船も自由な航行が認められている広大な海域が射程範囲です（領海とは、岸から12カイリ＝22.2 km、つまり市

街地から伊原間くらいの範囲です)。領有権や海峡通航権を巡って東シナ海の「紛争の火種」となっている尖閣諸島や、宮古島と沖縄本島を隔てる宮古海峡の一部も、射程内です。

石垣島を攻めようと領海に迫る艦船を撃退するためのものではなさそうです。では、このミサイルを、何のために使うのか？

それは、「火種」の海域で有事が起き、双方の艦隊と軍用機が戦闘状態に入ったときに、横合いの島から相手の艦船を撃ち、破壊して、海上自衛隊が有利に作戦行動を進められるようにするためです。

これは、防衛省の基本文書である「中期防衛力整備計画」がはっきり認めていることです。何故なら、陸上自衛隊の12式地対艦ミサイルを、「島しょ部に対する攻撃への対応」における「海上優勢の獲得・維持のため」の装備としているからです。「海上優勢」とは、防衛省の公式説明では「海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態」のことです。つまり、昔の「制海権」とほぼ同じ意味です。正に、海上自衛隊が制海権を握れるように、陸から相手の艦船を撃つための装備ということなのです。

沖縄防衛局の森浩之企画部長（当時）も、2015年に沖縄県の照会で先島へのミサイル配備の理由を問われて、「地対艦誘導弾部隊の配置は、... 周辺海域における海上優勢の獲得を念頭に置いています」と答えています。

相手も、こういう兵器が島に置かれていることは分かっていますから、本格的な海空戦に入る前に、12式地対艦ミサイルが届く射程範囲の外から、アメリカがシリア攻撃で使ったような艦載式の長距離巡航ミサイルや、大陸に配備した弾道ミサイルを石垣島めがけて大量に発射して、まず12式地対艦ミサイルを潰そうとするでしょう。そうしなければ、自国の高価な軍艦と多数の乗員が失われる恐れがあるのですから。

ですから、防衛省が石垣島に配備しようとしているのは、島を守る意味での専守防衛の基地ではありません。有事に、石垣島自体は襲われていないのに、島を焼け野原にする危険を背負い込んででも、相手の艦隊を攻撃して海上優勢を獲得するための前線基地です。普通の駐屯地ではありません。